

## **[事案 2020-335] 特約無効請求**

・令和3年11月4日 和解成立

### **<事案の概要>**

給付金の支払事由が思っていた内容と異なることを理由に、中途付加した特約の無効および既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成4年7月に契約したがん保険について、平成17年3月に疾病特約および災害特約（以下「本特約」）を付加したが、以下の理由により、本特約を無効として既払込保険料を返還してほしい。

- (1) 申込みの際、募集人から、本特約の通院給付金の支払事由について説明がなかったことから、5日以上の継続した入院が支払の条件であることを認識していなかった。認識していれば、特約を付加しなかった。
- (2) ご契約内容のお知らせには、通院給付金は1日以上の入院を前提条件として支払われるという内容が記載されており、約款の内容と異なっている。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、「貴社の保険約款および特約条項にもとづき、下記特約を付加することを申し込みます」との記載のある中途付加申込書に署名の上、本特約の申込みをしている。
- (2) ご契約内容のお知らせには、支払事由をそのまま記載すべき法令上の義務はない。通院給付金の支払事由については、「約款所定の」と記載しており、約款で定められるものであることを明記している。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本特約申込時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、特約を無効とすることは認められないが、ご契約内容のお知らせには、給付金の支払事由について誤解されるおそれがある記述があることから、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。